

第1回子どもの権利条例検討部会 議事録

日 時：令和7年6月26日（木） 午前10時～午後0時

場 所：江別市保健センター3階会議室

出席者：石塚委員、金子委員、藤野委員、鈴木委員、岡委員、齋藤委員、高橋委員 計7名

事務局：金子子ども家庭部長、深見子ども家庭部次長、気境子育て支援課長、
北島子育て支援係長

傍聴者：13名

1 開会

（気境課長）

皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。子ども家庭部子育て支援課長の気境でございます。

会議の開会に先立ち、資料の確認をいたします。事前にメールにて送付しておりました資料が、次第と、資料1「他市における子どもの権利条例の制定状況について」、参考資料「条例集」でございます。

加えまして、当日配布資料としまして、「委員名簿」、「大澤先生の資料」を机上配付しております。お手元がない場合は、挙手をお願いいたします。

また、本日は、久保田委員が所用により欠席するとの連絡をいただいておりますが、出席委員が半数を超えておりますので、本日の会議が成立しますことをご報告いたします。

（気境課長）

それではただいまから、第1回江別市子ども・子育て会議子どもの権利条例検討部会を開会いたします。

本日は第1回目の部会ということで、議事（1）の部会長選出までは、私が進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、まず、本部会において議論を進めていくため、専門的な知見を有するアドバイザーが必要ではないかと事務局で考え、子ども・子育て会議の会長である藤野会長にご相談したところ、札幌学院大学人文学部人間科学科の大澤教授をご紹介いただいたところです。

つきましては、本部会においては、江別市子ども・子育て会議条例第7条に基づきまして、大澤教授にアドバイザーを務めていただきたいと思いますと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

ありがとうございます。それでは、大澤教授には、本部会のアドバイザーとして、適宜ご助言をいただきたいと思います。

それでは、大澤教授をご紹介します。恐れ入りますが、一言頂戴できればと思います。

（大澤教授）

札幌学院大学の大澤と申します。普段は、子どもの貧困に関する研究を行っており、その中で、子どもの権利についても勉強をしております。

一方で、自治体の子どもの権利条例のようなものは、作ったり、関わったりしたことはありませんので、私も皆さんと一緒に知識を深めながら、条例づくりを行っていきたいと思い

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(気境課長)

ありがとうございます。大澤教授には、後ほど、子どもの権利に関する講話をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2 部会長選出

(気境課長)

次に、次第2の議事(1)部会長選出を議題といたします。

選出方法について、皆さまいかがいたしましょうか。もし差し支えなければ、事務局に一任いただければと思っておりますけれども、皆様、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声】

ありがとうございます。それでは、事務局としては、学識経験者であります、北翔大学教育文化学部教育学科の石塚委員が適任だと考えますけれども、皆様いかがでしょうか。

【「異議なし」との声】

石塚委員いかがでしょうか。

【石塚委員 承諾】

ありがとうございます。

それでは、石塚部会長には、席をご移動いただき、ご挨拶をいただければと思います。また、引き続き、議事進行もどうぞよろしくお願いいたします。

(石塚部会長)

子どもの権利条例検討部会の部会長を拝命しました石塚です。どうぞよろしくお願いいたします。

江別市では、昨年11月に「子どもが主役のまち宣言」を皆様のご協力のもと行いました。これは、子どもの幸せを大事に考えていくという意思表示でしたが、これから検討を進める子どもの権利条例は、この宣言をルール化していくものでございます。

そのような意味では、条例は、市全体の意識と行動変容させる大変重要なものでありますので、慎重に議論を重ねていく必要があるものであると思います。部会委員の皆様にはご負担をおかけしますが、今の子どもたち、さらには、将来の子供たちのために、積極的な議論をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石塚部会長)

それでは、議事に移行したいと思います。

次に部会長の副部会長の選出を行いたいと思います。私としては、子ども・子育て会議の委員として、長く務めていただいております、江別市民生委員児童委員連絡協議会の金子委員をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【金子委員 承諾】

ありがとうございます。それでは、副部会長は金子委員お願いしたいと思います。

(金子副部長)

副部長を拝命いたしました金子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど、石塚部長からも話があったとおり、条例の制定は、宣言以上に大事なものになるものと思っております。

皆さんのことは、一緒に「子どもが主役のまち宣言」を検討した仲間だと思っております。

この部会は、その中でも子どもの権利条例を作っていきたいと考えていた委員が集まって構成されているものと思います。

今後、皆さんと一緒に、子どもの権利に関する知識を深めていきながら、時には意見をぶつけあい、良いものを作っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(石塚部長)

次の議事に入る前に傍聴を希望する方がいらっしゃいます。

発言権はなく、傍聴のみということで、入室を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

それでは、傍聴許可いたします。

【傍聴者入室】

3 議事（2）

(石塚部長)

それでは、議事（2）「他市における子どもの権利条例の制定状況について」を議題いたします。初めに、事務局から説明願います。

(北島係長)

内容に入る前に一言ご説明を加えさせていただきます。先に開催いたしました子ども・子育て会議の中でもご説明したとおり、今年度は、この専門部会を6回程度開催する予定であります。

スケジュールとしましては、夏ごろから秋ごろにかけて、アンケート調査やワークショップを開催し、それらを反映した素案を作成いたします。その後、12月頃から素案の協議を行っていただく予定としております。

初回となる本日は、まず、他の自治体での制定状況等について、情報共有をするところからスタートしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料1「他市における子どもの権利条例の制定状況について」をご説明いたします。A3資料の1ページ目をご覧ください。

この資料は、道内で子どもの権利条例を制定している自治体と、全国で条例を制定している計15の自治体をピックアップして整理した資料となります。

掲載している情報は、資料の左から、自治体名、条例名、条例ができた日である公布日、条例の運用開始日である施行日、条例の構成、子どもの定義、子どもの権利、前文・附則、備考欄としております。

また、別でお配りしている右上に参考資料と記載のあるホチキス2か所止めの資料には、A3の資料で記載している自治体全ての条例の全文と、こども基本法及び子どもの権利条約を一つの冊子に編さんしておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、順を追って説明してまいります。

はじめに、条例の制定状況であります、道内では、179ある自治体のうち、九つの自

治体で、子どもの権利もしくは理念を定める条例を制定しており、平成14年にNo7に記載の奈井江町が、道内では初めて子どもの権利条例をつくっております。

その後は、平成25年までに、芽室町、札幌市、滝川市、幕別町、旭川市、北広島市、士別市が条例をつくり、少し間があき、昨年、No2に記載の石狩市が条例をつくっております。

全国で見えますと、No10に記載の川崎市が、全国で一番初めに条例をつくっており、近年、徐々に条例を制定する自治体が増えている状況です。

次に、条例名ではありますが、多くの自治体で、「子どもの権利条例」もしくは、「子どもの権利に関する条例」としておりますが、No1札幌市の「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」や、No14福井県越前市の「こどもの幸福条例」のような例もあります。

次に、条例の構成ではありますが、No2の石狩市のような構成が多いようですので、石狩市を例にしてご説明申し上げます。

はじめに、条例に込めている想いとしての前文の記載があります。

その次からは、条例の目的や言葉の意味を記した総則、子どもの権利に関すること、権利を保障するための大人や市などの役割に関すること、子どもの社会参加に関すること、権利侵害の際の救済措置に関すること、条例の推進に関することで構成されております。

次に、子どもの定義ではありますが、子どもの権利条約では、「子どもの定義を18歳未満のすべての者をいう」とされておりますので、多くの自治体でそれになっておりますが、こども基本法の施行以降に条例を制定した自治体の中には、同法にならない「心身の発達過程にあるもの」としているものもございます。

次に、子どもの権利についてではありますが、多くは、子どもの権利条約で大別される「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の四つの権利に沿ったものとなっております。

次に、前文・附則ではありますが、各自治体において、条例制定への思いを記載しており、その内容は様々であります。具体的な記載については、後ほどご覧ください。

私からの説明は以上です。

(石塚部会長)

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問などがあれば、お受けしたいと思いますますが、いかがでしょうか。

(鈴木委員)

基本的なことを教えていただきたいのですが、先ほど、道内では179自治体のうち、九つの自治体で条例を制定しているとの話がありましたが、全国では、どのくらいの自治体で、子どもの権利に関する条例を制定しているのか、把握しているようであれば、教えてください。

(気境課長)

公式な調査結果で公表されているものはありませんが、民間で子どもの権利について研究し、公表されているものによれば、令和7年4月1日現在で、約80の自治体で条例を制定しているとのことです。正確なものではありませんので、あくまで参考として考えていただければと思います。

(鈴木委員)

江別市が、もし条例を制定するとなれば、道内で10番目になるという認識でよろしいでしょうか。

(北島係長)

そのとおりです。

(高橋委員)

最近、条例を制定した自治体を見ても、「こども」とひらがなで表記しているものがあります。また、国のこども家庭庁も、ひらがなで表記となっております。今後、権利条例をつくる上で、江別市でもひらがなで表記とする方向性なのか、お聞きできればと思います。

(気境課長)

令和5年4月にこども基本法が施行されてから、国の関連機関については、なるべくひらがなで「こども」と表記するよう、通知が出されております。一方で、自治体では、そのような通知はなく、どちらを使ってもいい形になっております。そのため、本市においては、市の最上位計画である総合計画を策定した際に、漢字を使うこととしましたので、現在は、漢字を使う「子ども」で統一しているところでございます。

(金子部長)

補足になりますが、2年間かけて部会で議論し、子どもの権利条例を作っていくことになります。現在、市としては、総合計画などに合わせて全部漢字を使っておりますが、条例を検討する中で、法律に合わせて、ひらがなにすべきだろうという議論があれば、それは柔軟に考えたいと思っておりますので、今後の議論の中で、話し合っていいただければと思っております。

(高橋委員)

子どもの定義について、こども基本法の施行以降に条例を制定した自治体については、法律に基づき、「心身の発達過程にある者」としているところもあります。今後、江別市としても「心身の発達過程にある者」とし、子どもを広く捉える方向性にあるのか伺いたいです。

(北島係長)

こども基本法施行以降に条例を制定した自治体でも児童福祉法や子どもの権利条約に沿って、子どもの定義を18歳未満としているところが多いという印象です。

ただし、年齢だけで区切るのではなく、北広島市のように「その他これらの者と等しく権利を認めることが適当である者」として、幅を持たせているところが多いようです。

現時点において、方向性を決めているわけではありませんので、どのような形が良いのか考えていきたいと思っております。

(石塚部会長)

ありがとうございます。子どもの定義についても、今後、議論が必要な部分だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事 (3)

※札幌学院大学大澤教授の講話内容については、ご本人の希望により非公表とします。